

## 「平和安全法制」の制定に反対する会長声明

政府は、2014年7月1日の閣議決定で集団的自衛権の行使を容認し、2015年4月27日には日米安全保障協議委員会において新たな日米防衛協力のための指針に合意した。

これらを受けて、政府は、自衛隊法、国際平和協力法、船舶検査活動法、事態対処法、特定公共施設利用法、海上輸送規制法、捕虜取扱い法、国家安全保障会議設置法を改正し、周辺事態安全確保法については、重要影響事態安全確保法と名称を含めて改正し、米軍行動関連措置法についても、米軍等行動関連措置法と名称を含めて改正しようとしている。政府は、以上の10の法案については改正案を「平和安全法制整備法案」として、一括して国会に提出している。

さらに、政府は、自衛隊の海外派遣の恒久法として、新たに国際平和支援法を制定しようとしている。

政府は、以上の法案を「平和安全法制」と名付け、7月下旬の成立を目指している。

政府の言うところの「平和安全法制」は、以下の内容を有するものである。事態対処法において、「存立危機事態」における集団的自衛権の行使要件を明記し、その行使に法的根拠を与えている。その上で、米軍等行動関連措置法、海上輸送規制法、捕虜取扱い法により、「存立危機事態」における米軍及びその他の国への役務提供、外国軍用品の海上輸送規制、捕虜の取扱いを定めている。

また、重要影響事態安全確保法は、政府が言うところの「重要影響事態」が生じた際に、周辺事態安全確保法の下で定められていた「我が国周辺の地域における」との地理的制約なく、地球規模で米軍や他国軍を後方支援することに法的根拠を与えるものである。

さらに、国際平和支援法は、「国際平和共同対処事態」における国際社会の平和と安全などの目的を掲げて戦争している他国軍について、いつでも後方支援を可能とするものであり、戦闘現場以外なら弾薬の提供を可能とするものである。

国際平和協力法改正案においては、武器使用基準を拡大し、いわゆる駆け付け警護が可能となっている。また、自衛隊による任務地の治安維持活動も可能としている。

以上の「平和安全法制」は、集団的自衛権の行使を可能とするほか、その内容からして、憲法9条が要請する平和主義からの専守防衛の枠を大きくはみ出し、日本の防衛政策における歴史的な大転換を図るものである。すなわち、本

法制により、相手国から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を使う専守防衛の枠を超え、地理的限定もないまま自衛隊の海外における活動範囲が広まり、自衛隊員の生命身体に危険の生じるリスクは格段に高まる。また、集団的自衛権の行使に対する敵対国の反撃の可能性は否定できず、一般国民の生命身体の危険が生じる事態も予想される。

こうした事態は、憲法前文が明言する国民の平和的生存権を脅かすものといえる。

当会は、2014年5月1日付け「閣議決定によって憲法解釈を変更し集団的自衛権行使を容認することに反対する会長声明」及び同年5月24日付け総会決議「閣議決定によって憲法解釈を変更し、集団的自衛権行使を容認することに反対する決議」において、憲法の改正手続を経ることなく、閣議決定による政府見解の変更や法律の制定によって、実質的な憲法の改正を行うことに断固反対することを表明してきた。

「平和安全法制」は、まさに、こうした憲法の実質的な改正を、憲法改正手続によらずして、閣議決定及び法律の制定によって行おうとするものであり、政府の権力の濫用を憲法規範により制限するという立憲主義に反する。また、憲法改正手続により国民の意思を直接問うことなく、憲法規範の改変を図ることは、国民主権の基本原理に反するものといえる。

この点、本年6月4日衆議院憲法審査会において実施された参考人質疑において、与党から推薦された学者を含む全ての参考人が、本法制について、憲法違反との認識を示している。

当会は、立憲主義の見地から、法律の制定をもって憲法規範を変更することになる「平和安全法制」の制定に断固反対するものである。

2015年（平成27年）6月10日

茨城県弁護士会  
会長 木島 千華夫